

屋外広告物とは

次の四つの要件をすべて満たしているもの

- 1 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- 2 屋外で表示されるものであること。
- 3 公衆に表示されるものであること。
- 4 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

すなわち、建物などの外で、様々な人に向かって表示されているポスター、立看板、広告板、広告塔などのことをいいます。このなかには、通常の商業広告はもちろん、公共広告や個人の表札も含まれます。

屋外広告物の種類及び定義

屋外広告物の種類	屋 外 廣 告 物 の 定 義 等
1 はり紙及びこれに類するもの	紙又はビニール製のもので、建物その他の工作物に表示するポスター及びビラ並びにこれらに類するもの
2 立 看 板	布及び木製又は金属製のもので、建物その他の工作物に立てかけるもの
3 広告幕及びこれに類するもの	布製のもので、建物その他の工作物を利用して懸垂する懸垂幕、道路を横断して空中に掲出する横断幕並びにこれらに類するもの
4 気 球 廣 告	気球を利用し、空中に掲出して広告するもの並びにこれに類するもの
5 電柱若しくは街灯柱を利用する広告物又はこれを掲出する物件	電柱又は街灯柱に広告板を突き出して掲出するもの並びに巻き付け又は直塗りされたもの
6 1 から 5 までに掲げるもの以外のはり札その他の広告物又は広告物を掲出する物件	
(1) は り 札	木製、金属製又は合成樹脂製のもので、建物その他の工作物に表示する広告物で、その外かく面積が0.1㎡以下のもの
(2) 廣 告 板	建物その他工作物に取り付け、又は独立して建植し設置される広告物
(3) 廣 告 塔	独立して設置される塔形又は立体的なもの並びにこれらに類するもの
(4) ア ー チ 廣 告	道路を横断し、建植して空中にアーチ状に掲出される広告物並びにこれに類するもの
(5) 電 飾、電光広告	電球又はネオン管を使用し、これらの光の点滅、明暗により文字又は形象を表現する装置のもの並びにこれらに類するもの
(6) 照 明 付 廣 告	電球その他の光により広告物を照明する装置を伴うもの